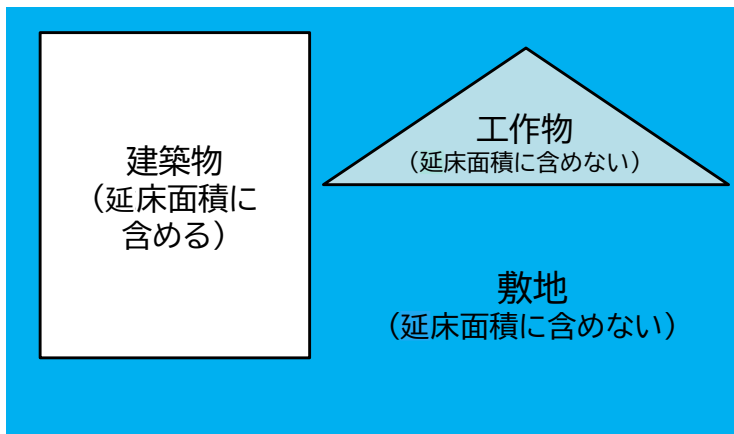


時短要請対象施設か否かの考え方(延床面積の考え方)

(協力金の算定に係る面積の考え方ではありません)

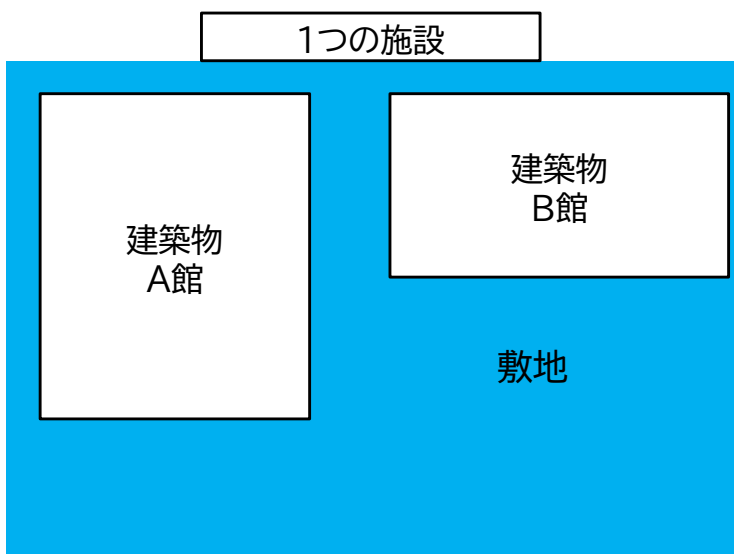


【基本的な考え方】

時短協力要請対象である施設に所在する建築物において、事務スペース等の売場面積以外も含んだ延床面積が、

- 1,000㎡超 → 時短要請対象
- 1,000㎡以下 → 時短要請対象外

※協力金算定に係る面積ではないことに注意



【一つの施設における敷地内に複数建築物がある場合】

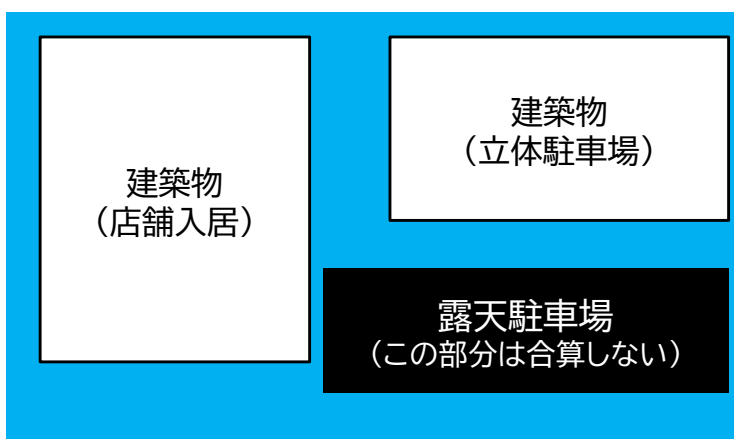
それらの建築物の床面積を合計して

- 1,000㎡超 → 時短要請対象
- 1,000㎡以下 → 時短要請対象外

※一つの施設敷地内に複数の建築物が存在する場合であっても、複数の施設であると考えられる場合にはこの限りではない。

<左の例の場合>

同一敷地内でA館とB館がある場合、各館の床面積を合計する。

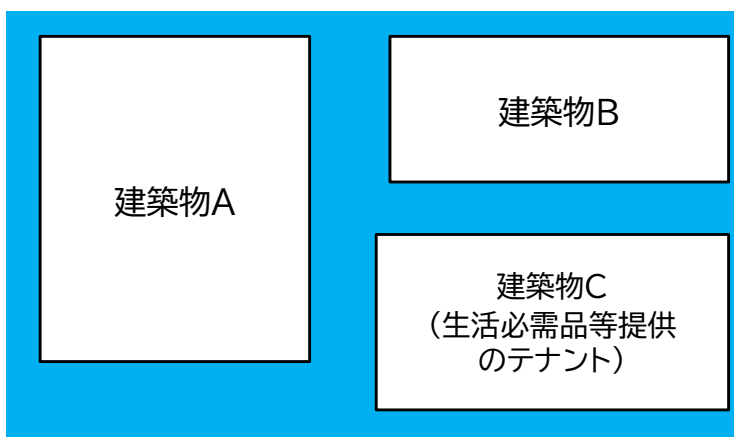


【同一の敷地内に駐車場がある場合】

立体駐車場の場合:建築物として合算
「店舗入居の建築物+立体駐車場」が

- 1,000㎡超 → 時短要請対象
- 1,000㎡以下 → 時短要請対象外

※露天駐車場は合算しない

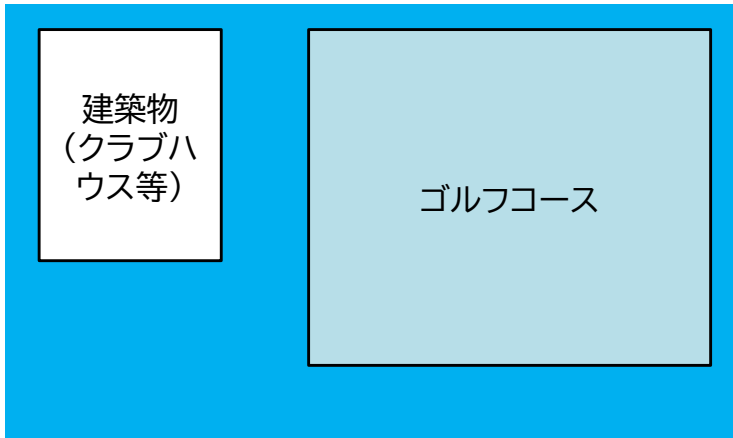


【施設管理者が存在するショッピングモール、アウトレットモールなど】

それぞれの建築物の床面積を合算し(A+B+C)、

- 1,000㎡超 → 時短要請対象
- 1,000㎡以下 → 時短要請対象外

ただし、生活必需品・サービスを提供するテナントは、時短要請の制限はかからない(営業可)



【ゴルフコース】

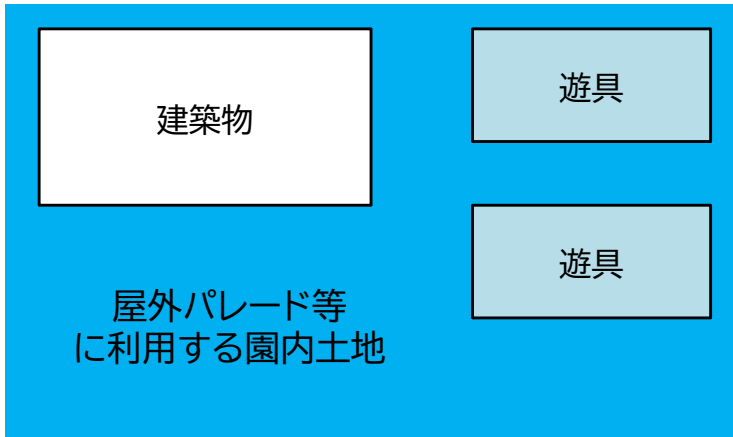
建築物(クラブハウス等)の床面積が

1,000㎡超 → 時短要請対象

1,000㎡以下 → 時短要請対象外

※コースの面積は含まれない

ただし、時短要請の対象はゴルフ場全体
(クラブハウス等の建築物、ゴルフコース)となる



【テーマパーク・遊園地】

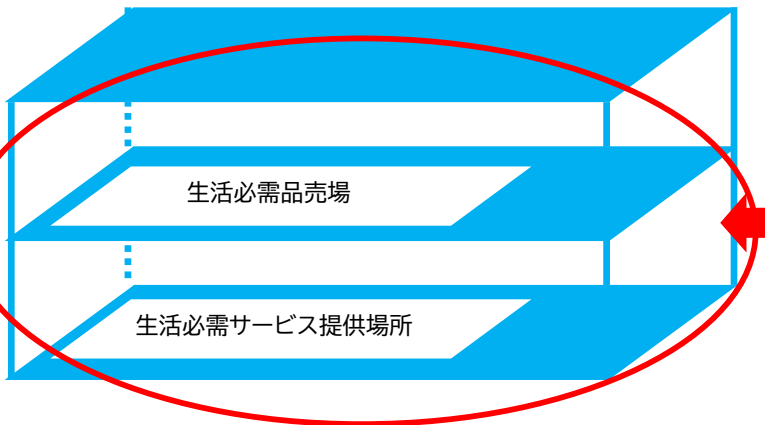
建築物の床面積が

1,000㎡超 → 時短要請対象

1,000㎡以下 → 時短要請対象外

※園内土地の面積は含まれない

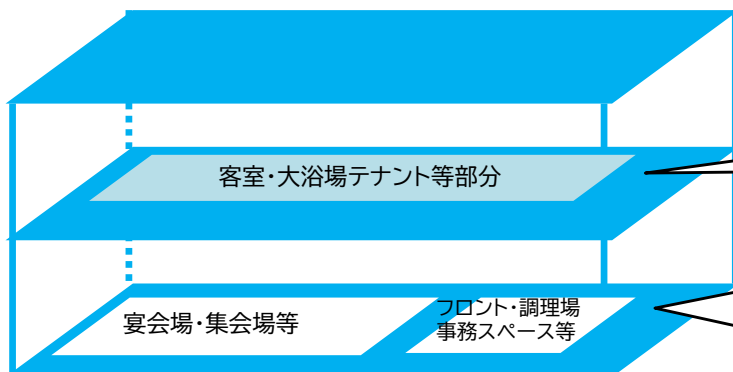
ただし、時短要請の対象は全体(建築物、遊具・アトラクション、園内土地)となる。



【百貨店やマーケット等の施設において、施設管理者が存在し複数のテナントが入居する店舗】

建築物の床面積が1,000㎡超→
管理対象である店舗全体が時短要請対象

※要請対象施設かどうかを判断する場合は、生活必需品売場や生活必需サービス提供場所も含んで考えるが、時短要請そのものについては生活必需・サービス以外について行うものであることから、生活必需関連部分が営業することは差し支えない(全てのテナントが生活必需・サービス事業の場合は、時短要請は行わない)



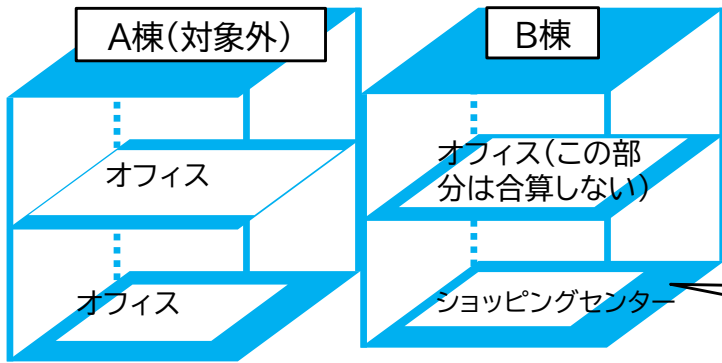
【ホテル・旅館の集会の用に供する部分に関して】

客室、大浴場、テナント店等の床面積は合算しない

集会場・宴会場等として機能するうえで必要な個所の床面積を合計する。
※ロビー、移動通路、控室、フロント・調理場等の事務スペース等を合算

1,000㎡超
なら時短要
請対象

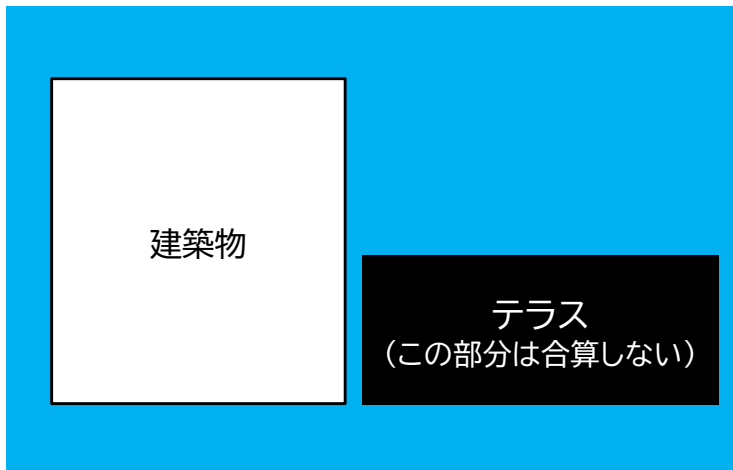
オフィスビル



【同一敷地内にオフィスビルが複数棟存在する場合】

一部フロアにショッピングセンター等の集客施設が入っている場合、オフィス部分等の床面積は合算しない。

ショッピングセンターのみで床面積を合計



【同一敷地内にテラス席がある場合】

建築物にあたらぬテラス席は、建築物の床面積に合算しない